

いちき串木野市分別収集計画

令和7年7月

いちき串木野市分別収集計画

令和7年7月

1 計画策定の意義

今日の廃棄物問題の特徴は、産業活動の発展と生活水準の向上に伴い、排出されるごみの量は人口減少にも関わらず高止まりを呈し、質的にも多種多様化してきており、最終処分場の確保が極めて困難であること等から、このままではごみ処理問題は更に深刻さを増していくものと予想される。

また、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動に伴い、資源の枯渇、地球環境の破壊などさまざまな問題が現れつつある。

快適でうるおいのある生活環境をつくり長期的に維持していくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動及び生活様式を見直し、環境への負荷の少ない「循環型」社会を形成していく必要がある。

そのためには、事業者、消費者、行政がそれぞれの責任と役割を認識し、目指す「循環型」社会づくりに一体となって取り組むことが重要である。

こうした背景の中、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集することにより、限りある資源を有効に利用することや最終処分量のゼロ化を目標に、市民、事業者、市の役割の明確化、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

今後は、本計画の円滑な推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって一般廃棄物の減量や最終処分場の延命化、再生資源の十分な利用などを図り、更なる循環型社会の構築を目指すものである。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ① 市民、事業者、市が一体となって、ソフト、ハードの全般にわたり、環境への負荷を配慮した快適な地域社会の実現を目指す。
- ② ごみの発生及び排出の抑制を第一義とし、排出されたごみは、可能な限り再利用・資源化し、最終処分量を限りなくゼロに近づけるごみの少ない社会づくりを目指す。
- ③ すべての関係者が一体となったごみ減量化とリサイクル運動を積極的に推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度（3年ごと）に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

また、その他資源物の古紙（新聞紙・雑誌）及び生きびんについては平成11年度から分別回収しているところであり、令和7年度から製品プラスチック類をピックアップ回収し、今後も資源物の回収率向上に努める。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	385 t	380 t	375 t	370 t	365 t
製品プラスチック	5 t	5 t	5 t	5 t	5 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、市民、事業者、市がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携をとりながら進める。

(1) 環境教育・啓発活動の充実

① 廃棄物に関する意識の高揚

ごみ処理施設の開放などあらゆる機会を通じて、市民、事業者に対し、ごみ排出量の増大、最終処分場の逼迫、処理経費の増大などごみ処理の状況を示し、リサイクル推進の必要性などの認識を高める。

また、資源ごみの分別収集時におけるリサイクル推進員制度を輪番制にし、市民全てが、ごみの正しい出し方を理解していただくなどのごみに対する意識の高揚に努める。

② 学習の場の提供

副読本等を活用し、ごみ排出抑制、分別収集、再生利用の意義及び効果などのごみの適切な出し方に関する教育・啓発活動を積極的に進める。

③ その他の啓発活動

ポスター、チラシ、広報誌等により、容器包装廃棄物の分別収集の重要性と排出の抑制などの啓発活動や、レジ袋の減少を目指すマイバッグ運動を進める。

(2) 排出抑制と再資源化の実施

① 平成8年度から収集ごみの指定ごみ袋導入により、排出量の抑制を図ってきている。

② 地域住民による集団回収を進めるため、登録団体への奨励金の交付を継続していく。

③ 事業者への過剰包装抑制の要請と、消費者への過剰包装拒否運動の展開を進めていく。

[排出抑制のための役割分担]

(1) 市民の役割

① 生活スタイルの見直し

- ・ごみ問題を意識した購買
- ・物を大切に作る心がけ
- ・不用品の有効利用

② ごみ減量化、リサイクルに適した商品の購入

- ・使い捨て商品の使用の自粛
- ・再生品の利用拡大
- ・エコマーク商品などの利用

③ 簡易包装に対する協力

- ・簡素な包装の商品の選択、及び過剰包装の拒否

- ・紙パックなどの販売店回収への協力
- ・買い物袋(マイバッグ)などの持参

(2) 事業者の役割

- ① 流通・販売段階での簡易包装の普及
 - ・リサイクルしやすい包装資材の使用
 - ・簡易包装の推進
- ② リサイクル型商品や再生品の推進
 - ・減量化・リサイクルに適した商品の積極的取扱い
 - ・リサイクル型商品や再生品の積極的 PR
 - ・繰り返し使える商品の開発
- ③ 販売した商品の自主回収の促進
 - ・販売店によるトレイ等の回収ボックスの設置
 - ・家具・家電・自転車などの販売店回収拡大
- ④ 事業活動に伴うごみの減量化・再資源化の促進

(3) 市の役割

- ① PR 活動・イベントの実施
 - ・ごみ減量化・リサイクル運動に関する PR 活動
- ② 減量化・リサイクル推進体制の充実
 - ・分別の徹底
 - ・リサイクル推進員の育成、活用
- ③ 環境教育
 - ・出前講座等による市民への啓発
 - ・学習の機会の提供
- ④ 奨励金制度等の整備
 - ・集団回収への補助金制度

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市で収集するために必要な機材や作業員などの確保、選別するための処理施設の整備状況を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集にかかる分別の区分
主としてスチール製の容器		缶・雑びん
主としてアルミ製の容器		
主として	無色のガラス製容器	
ガラス製の容器	茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		その他紙、紙製容器
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装
製品プラスチックであって環境センターでピックアップ回収するもの		製品プラスチック

8 各年度において得られる分別収集適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	8 年度		9 年度		10 年度		11 年度		12 年度	
主としてスチール製の容器	11 t		11 t		11 t		11 t		11 t	
主としてアルミ製の容器	20 t		20 t		20 t		20 t		20 t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	28 t		28 t		28 t		28 t		28 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	28 t	0 t	28 t	0 t	28 t	0 t	28 t	0 t	28 t	0 t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	49 t		48 t		47 t		46 t		45 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	49 t	0 t	48 t	0 t	47 t	0 t	46 t	0 t	45 t	0 t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	21 t		21 t		21 t		21 t		21 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	21 t	0 t	21 t	0 t	21 t	0 t	21 t	0 t	21 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	2 t		2 t		2 t		2 t		2 t	
主として段ボール製の容器	52 t		51 t		50 t		49 t		48 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	37 t		36 t		35 t		34 t		33 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0 t	37 t	0 t	36 t	0 t	35 t	0 t	34 t	0 t	33 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	58 t		57 t		56 t		55 t		54 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	30 t	28 t	30 t	27 t	30 t	26 t	30 t	25 t	30 t	24 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	107 t		106 t		105 t		104 t		103 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	94 t	13 t	93 t	13 t	92 t	13 t	91 t	13 t	90 t	13 t
製品プラスチック	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	5 t		5 t		5 t		5 t		5 t	
	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)	(引渡量)	(独自処理量)
	0 t	5 t	0 t	5 t	0 t	5 t	0 t	5 t	0 t	5 t

9 各年度において得られる分別収集適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は、本市における令和6年度人口25,551人からの人口減を勘案し、次のとおり設定した。

8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
24,807人 (対前年度比) ▲1.49%	24,431人 (対前年度比) ▲1.52%	24,056人 (対前年度比) ▲1.53	23,680人 (対前年度比) ▲1.56%	23,304人 (対前年度比) ▲1.59%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体については、次の表のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール	缶・雑びん	委託業者による 指定日回収	環境センター
アルミ			
無色ガラス			
茶色ガラス			
その他ガラス			
段ボール	段ボール		
飲料用紙製容器	紙パック		
その他紙製容器包装	その他紙・紙製容器		
ペットボトル	ペットボトル		
プラスチック製容器包装	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装		
製品プラスチック	製品プラスチック	ピックアップ回収	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設計画を下表に示す。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	缶・雑びん	プラスチック コンテナ	平ボデー車	環境センターで 選別・圧縮・保管 (屋外屋根付き)
アルミ				環境センターで 選別・保管 (屋外屋根付き)
無色ガラス				
茶色ガラス				
その他ガラス				
段ボール	段ボール	紐かけ		環境センターで 選別・保管（屋内）
飲料用紙製容器	紙パック			環境センターで 選別・保管（屋内）
その他紙製容器包装	その他紙・ 紙製容器			
ペットボトル	ペットボトル	網ネット		環境センターで 選別・圧縮・保管 (屋外屋根付き) ※一部、業者委託
プラスチック製 容器包装	ペットボトル以外 のプラスチック製 容器包装			
製品プラスチック	製品プラスチック	フレコンバッグ		環境センターで選 別・保管（屋内）

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画が実効あるものにするために、次の取組を進める。

(1) リサイクル推進員による排出指導等の徹底

分別収集を円滑でより効率的に行うため、リサイクル推進員制度の活用を図る。

(推進員は各公民館から推薦された役員1～3名)

[主な任務]

- ① 分別収集地域啓発に関すること。
- ② 集団回収推進の地域住民啓発に関すること。
- ③ ごみ搬出及び資源物搬出ステーションに関すること。
- ④ ごみ搬出状況及び資源物搬出の指導及び連絡に関すること。

(2) 集団回収を促進するために必要と考えられる事項

公民館・各種団体等による集団回収を促進するため、廃品回収活動登録団体の拡充と助成の充実を図る。

[令和6年度実績]

- 登録団体数 19 団体
- 助成金 44,810 円
- 回収総量 45,517 kg/年

(3) 減量化・資源化等についての審議の推進

市民・事業者・有識経験者等からなる、いちき串木野市廃棄物減量等推進審議会を中心に廃棄物の適正処理と容器包装廃棄物の減量化・資源化等についての審議を進める。

- ・発 足 平成5年11月
- ・審議会組織 委員17名 任期2年